

長野市スタートアップ成長支援業務委託仕様書

1 業務名

長野市スタートアップ成長支援業務委託

2 業務目的

本市では、本市産業の活性化を図るとともに、若者に魅力的な雇用の場を確保すること等を目的に、起業・創業への取組を推進している。また、長野県は、IT人材を集積して産業のデジタルトランスフォーメーションの推進や革新的なITビジネスの創出を目指す「信州ITバレー構想」を令和元年9月に取りまとめ、IT人材の育成・誘致・定着や、IT企業の誘致、ITを活用した創業支援等の取組を進めている。

同構想には、善光寺門前地域を核とした本市の中心市街地を「Society5.0を体現する街」「日本の未来を体験できる街」「起業家精神をはぐくむ街」「ユニコーンを生む街」「メガベンチャーが集まる街」など、世界にアピールできる先進的でイノベーティブな街にすることを目指す「善光寺門前イノベーションタウン構想（ZIT構想）」が位置づけられている。

このような中、本市ではZIT構想の推進を図るため、起業家（新たな革新的なビジネスモデルで社会課題解決に挑戦するアントレプレナー及び企業内から新たなビジネスモデルで新規事業を創出する者）などを発掘し、事業化や事業の成長を支援し、成長した起業家が新たな起業家を支援することで起業家を次々に生み出していく仕組み（スタートアップエコシステム）の構築を目指す事業を推進している。本業務は、起業家を生み出すための支援や環境づくり、起業家の成長を加速させる伴走支援などを行うことで、ユニコーン企業の本市への創出につながるような環境づくりを目的としている。

なお、本業務は国の地方創生推進交付金の採択を受けており、令和2年度を初年度とする3年間の継続事業を予定している（初年度の受託事業者の継続的な契約を確約するものではない）。4年目以降は、受託事業者の自主運営で事業を継続するものとする。

〔予算を確約するものではないが、3年間の事業予定額は次のとおりである〕
〔令和2年度：17,850千円、令和3年度：27,200千円、令和4年度：29,200千円〕

3 本業務の目標

本業務の実施により達成を目指す目標を次のとおり定める。

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
本業務を通じて生まれた新規起業家の数	1件	4件	8件
イノベーション創出プログラムから生まれた新規事業数	1件	2件	3件

4 業務履行期間

契約を締結した日から令和3年3月31日までとする。

令和3年度以降の業務の受託者は、長野市契約規則に基づき決定する。

5 業務内容

以下の記載事項は最低限の要件を定めたものであり、記載事項に留意の上、本業務の目標の実現に向けた業務内容を提案すること。

提案にあたっては、令和6年度末までに実施する内容を盛り込むものとし、各年度に実施する業務内容は、起業家の成長段階や本市のスタートアップエコシステム形成の過程に対応して適切なタイミングで実施するよう計画すること。

(1) 起業や新規事業創出に関心を持つ者の裾野拡大や仲間づくりのためのイベント等の実施

ア 実施内容

- (ア) 先輩起業家の体験談を聞けるイベントを開催するなど、とりわけ若者を中心に起業、新規事業創出を身近に感じ、関心を持つ者が増えるような内容とすること
- (イ) 参加者が、参加者同士、先輩起業家、支援者などとの意見交換を行い、仲間づくりや関係構築が図れる内容とするとともに、起業に対して前向きな感情を持てる内容とすること
- (ウ) 起業、新規事業創出に係る最新の動向や支援制度、支援機関など、起業、新規事業創出に必要な知識を学べる内容とすること
- (エ) イベントの実施にあたり物理的な会場を設けることは必須とせず、内容やターゲットなどに合わせてより効果的な方法を検討すること

イ 実施場所

- (ア) 物理的な会場を設けてイベントを開催する場合は、ZIT構想の推進という本業務の趣旨を考慮して、善光寺門前界隈の施設等で実施することを基本とする
- (イ) 参加者が参加しやすく、参加者の安全を確保できる場所を選んで開催すること

ウ 注意事項

- (ア) 既に起業に意欲を持つ者だけでなく、起業家の裾野を広げられるように対象者の範囲を設定すること
- (イ) 本市民に限定せず、本市で起業しようとする者を増やすことができるものとする
- (ウ) イベントを計画する際は、既に行われている事業と連携するなど、効率的・効果的に実施できるよう検討・調整すること

(2) 起業や新規事業創出につながる地域課題等（ニーズ）とシーズが会う場づくりの実施

ア 実施内容

- (ア) 起業や新規事業創出につながる、地域や市内企業等が抱える課題（ニーズ）の解決に資する国内外のビジネスのアイデアや新技術といったベンチャーのシーズとのマッチングにつながる場を提供すること
- (イ) ニーズの提供方法や洗い出しの方法についても提案すること
- (ウ) マッチングの場は物理的な会場を設けることは必須としないが、マッチングを行う上で案件ごとにより効果的な方法を検討すること

イ 実施場所

- (7) 物理的な会場を設ける場合には、ZIT 構想の推進という本業務の趣旨を考慮して、善光寺門前界隈の施設等で実施することを基本とする
- (イ) 参加者が参加しやすく、参加者の安全を確保できる場所を選んで開催すること

(3) 起業や新規事業創出に向けたイノベーション創出プログラムの実施

ア 実施内容

- (7) 起業や新規事業創出を考えている者が、同様な志を持つ仲間と協力しながら、事業の種を新規事業に結びつけていけるよう、半年程度継続して支援していくイノベーション創出プログラムを実施すること
- (イ) 本業務の実施にあたっては、本市で行われている『地域共創ラボ』（主催：一般社団法人長野 IT コラボレーションプラットフォーム）を活用することを基本とする。活用が難しい場合は、その理由と、それに代わる事業を提案すること

イ 注意事項

- (7) 本業務内容の提案にあつては、『地域共創ラボ』の実施状況を把握した上で提案すること
- (イ) 本プログラムの参加者が、本市内で起業や事業化につながるような業務内容とすること

(4) 起業家の成長を加速するための伴走支援の実施

ア 実施内容

- (7) 起業や新規事業創出を目指す者が事業化にたどり着けるよう、個々の状況に応じて様々な支援機関と連携しながら伴走して支援を行うこと
- (イ) ベンチャーのシーズと起業支援者（ベンチャーキャピタルなど）とを結び付け、シーズの事業化を促進すること
- (ウ) 本市内や市外・海外等で行われている起業家支援事業の情報を把握し、適切な支援策を紹介できる体制を構築すること

イ 実施場所

支援窓口などの物理的な場所を設けることは必須としないが、起業しようとしている者が必要な支援を気軽に受けられる体制（web等）を構築すること

ウ 注意事項

相談内容の記録を残すなど、継続的な支援を行えるよう対応するとともに、支援情報を蓄積し、業務の改善等に役立てること

(5) 本市の起業支援に関する情報発信

ア 本業務の内容を含む、本市の起業支援に関する情報を広く周知すること。イベントの実施状況は、ホームページや SNS 等の各種媒体で逐次発信すること

イ 本市のスタートアップエコシステムの認知度を国内外に向けて高めることを目的とした情報発信も実施すること

ウ 情報発信にあたっては、本業務の内容のほか、関連情報として次の内容を盛り込むこと

(ア) 市内の起業に関する支援機関や支援施設等の基本情報

(イ) 支援機関等による起業支援に関連したイベント、セミナー等の情報

(ウ) 公的機関等による起業支援に関する補助金、助成金等の情報、リンク集

エ 情報発信にあたっては、支援機関の所在地等を地図上に表示し、イベントをカレンダー形式で時系列に表示する等、利用者にとって直感的な操作で情報にアクセスが可能で、発信力のある形式になるよう工夫すること

オ 情報発信にあたっては、本市及び各支援機関等と連携して行うこと

(6) 本市施策や支援機関等との連携

すべての業務を実施するにあたり、内容等について本市と十分に協議すること。

また、支援機関や次の本市事業等と十分に連携すること。

ア 長野市ものづくり支援センター

イ 実践起業塾

ウ チャレンジショップ（巣だち）

エ 長野地域経済成長けん引プロジェクト（長期戦略2040）

オ 長野県が実施する創業支援（信州スタートアップステーション、長野サポートオフィス等）

(7) その他

ア 現在市内で行われている事業に限らず、本市に有益と思われる起業支援事業や支援機関等の現状把握を十分に行った上で、本業務内容の提案を行うこと

イ 本業務の一部を、既存事業の活用や、提案事業者以外の者との共催とすることも可とする。その場合は、提案の中でその理由を説明すること

ウ 本市外、海外の起業家、支援者、投資等呼び込むなど、本市の起業家支援をより充実させる提案をすること

エ 4年目以降の自立に向けた、自主財源の確保方法についても検討を行った上、提案すること

6 定例会および実施状況の報告

(1) 受託者は、定期的に本市と打合せを行うものとし、打合せ日程や場所および方法については双方協議の上決定するものとする。

(2) 受託者は、市から請求があったときは、事業実施の進捗状況について報告すること

7 支払条件等

契約金額のうち、拠点施設整備に係る費用の割合は50%未満とすること。これを上回る場合は、上回った金額について対象経費としない。

8 経理

- (1) 委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するものとして、総勘定元帳及び現金出納簿等の会計書類を整備すること
- (2) 会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、委託費の使途を明らかにしておくこと
- (3) 支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと

9 業務完了時等の提出書類

受託者は、本業務を受託した年度ごとに、年度末又は業務完了後10日以内のいずれか早い日までに、次の(1)から(3)の書類を提出すること

- (1) 実績報告書
- (2) 委託業務完了届
- (3) その他、市長が必要と認める書類

10 業務の適正な実施に関する事項

(1) 再委託の禁止

受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、効果の飛躍的な向上が認められるときは、あらかじめ本市の承認を得た上で、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする。

(2) 守秘義務

ア 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。

イ 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 著作権の取り扱い

ア 本業務により新たに発生した著作権は、本市に帰属するものとし、本市は、受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、本市は、権利留保物についての当該権利を独占的に使用できることとする。

イ 受託者は、本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、当該著作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行わなければならない。

(4) 肖像権に関する事項

受託者は、本業務の実施に当たって使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないように留意しなければならない。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務の実施に当たって得た個人情報については、長野市個人情報保護条例（平成3年長野市条例第32号）の規定に基づき、情報の漏えい、滅失、損傷の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(6) 参考資料

ア 長期戦略 2040（本編）

イ 長期戦略 2040（概要版）

ウ 長期戦略 2040 におけるスタートアップエコシステムについて

（ア）スタートアップの定義

（イ）スタートアップとスモールビジネスの違い

（ウ）地方のスタートアップエコシステムの課題と対策

※）参考資料のデータは長野市商工労働課のホームページ「6 参考資料」に掲載

URL:<https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/skr/457698.html>